

第25回アジア・太平洋特殊教育国際セミナー報告

「知的障害のある子どもの指導の工夫および教育環境の整備 －就労をととした社会への積極的な参加をめざして－」

笹本 健

(企画部総合研究官)

1. はじめに

独立行政法人国立特殊教育総合研究所がAPEID特殊教育セミナーから名称を変えてアジア・太平洋特殊教育国際セミナー(Asia-Pacific International Seminar on Special Education)を開催してきてから今回で4回目となりました。さらに本年度は、独立行政法人として第1期(5年間)の活動期間の最終年度でもありました。

このような状況の中、今回のセミナーでは本研究所の来年度からの新たな展開を踏まえながら、次のような方針で企画・運営が行われました。①主催国である日本の主体性を従前以上に発揮する、②諸外国、日本双方にとってより以上に実益のあがるものを目指す、③小さな実行グループを設け、運営・実働は所員全員で行う、等です。

さらに、今回は参加各国に対して、テーマに関連したアンケート調査を事前に行い、その結果を参加各国の代表者に配布しました。

2. セミナーの実施内容

(1) 開催テーマ

「知的障害のある子どもの指導の工夫および教育環境の整備－就労をととした社会への積極的な参加をめざして－」

(2) 主催

独立行政法人国立特殊教育総合研究所
日本ユネスコ国内委員会

(3) 日程・会場

日程：2005年11月7日～10日
11月7日(月) 開会式・基調講演・日本側報告
11月8日(火) 国別報告
11月9日(水) 国別報告
11月10日(木) 施設訪問(横浜市立高等養護学校)
会場：横浜シンポジア

(4) 基調講演・日本側報告

11月7日、開会式の後、「知的障害のある人の自立と社会参加－働くことの意味－」というタイトルで大阪障害者雇用支援ネットワーク代表理事、関宏之氏による基調講演が行われました。冒頭でヘレンケラー来日の逸話や彼女が目指した福祉社会、共生社会の理念を「ちびまる子ちゃん」の漫画によって紹介された後、それらを目指した就労支援の工夫や課題等について、大所高所からの視点や体験を踏まえた現場の視点から唆に富んだ内容が話されました。

(5) 国別報告

同日基調講演に引き続き、日本側を代表して、本研究所小塩允護総合研究官による報告が行われました。今回は参加各国よりも長く報告の時間をとり、基調講演を受ける形で、テーマに即した日本側の報告を最初に行いました。このような方策がとられたのは、各国の参加者に対してこれまで以上に日本の実情を理解してもらうという意味ばかりではなく、主催国である日本の主体性を発揮していく、という意味もありました。

翌8日から9日の午前にかけて、日本を除く他の参加国代表者による国別報告が行われました。

国別報告者は以下の通りです。(敬称略)

オーストラリア

ジェニファー クリスマス(教育省 特殊教育・幼児教育課 課長代理)

バングラディッシュ

カンデイカー ジャハラル アラム(障害者とともに働く組織 国家評議会理事長)

中国

リクシア クィアン(北京教育科学研究院 教育推進センター副所長)

インド

ニーアジャ シャクラ(国家教育研究・トレーニング評議会 特別ニーズ教育部 部長、教授)

インドネシア

ロクマット ワハブ（教育省 特殊教育局 コンサルタント）

マレーシア

ノーハム ハーマン シヤー（教育省 特殊教育課 課長補佐）

ニュージーランド

ガス ベニー（教育省 特殊教育 地域担当マネージャー）

パキスタン

ムハマド マフムード フセイン アワン（アラマ・イクバル放送大学特殊教育学科長）

フィリピン

エディルベルト イムソン ディゾン
（フィリピン大学教育学部特殊教育学科 教授）

韓国

インスック ジョン（韓国国立特殊教育院 教育研究士）

スリランカ

デバジ ラスナワティ（教育省 特殊教育部門 次長）

タイ

スジン スワンジ（ロップリーパンヤヌクン学校 校長）

(6) 総括協議

今回のテーマにかかわる各国のレポートが発表された後、総括協議となりましたが、席上「今回のカントリーレポート、質疑応答、協議を総括したまとめを作成しては」との提案があり、以下のような内容でまとめが行われました。

- ①知的障害のある青少年の教育に関する認識を広めていくことが必要である。インクルーシブな社会を目指して、知的障害のあるすべての子どもや若者のための義務教育を実現していかなければならない。
- ②知的障害のある青少年の適切な雇用の確保は、それに見合った法律を効果的に遂行していくことと職業教育にむけた政策を整備することによって、支えていかななくてはならない。また、法に基づいたモニタリング体系を明確にしていくことが必要である。
- ③知的障害のある青少年のために、個別のニーズに対応した義務教育を確固たるものにし、また地域という場において、職業体験を含む弾力的なカリキュラムの開発を確実にしていく。
- ④地域社会を拠点とした雇用の提供、およびその地域資源をうまく活用した新しい職業選択の創出、さらに知的障害のある青少年を雇用する社会環境の形成が必要である。—これらについては、知的障害のある青少年の長所や能力を考慮した職業を作り出すことによって、より促進される。

⑤知的障害のある青少年の潜在的能力と雇用の可能性に対しビジネス分野や産業界を含む社会の認識や態度を変化させるために必須な法的な策を講じる。

⑥知的障害のある青少年と、彼らにかかわる人々のために、遠隔地通信教育やアシスティブテクノロジーを活用していく。

⑦知的障害のある青少年の雇用状況の改善を図るため、職業訓練の移行期戦略について模範となる実践例や情報を共有する重要性について認識する。

(7) 施設訪問

10日には参加国代表者による横浜市立高等養護学校への学校訪問が行われました。

吉野校長先生以下、関係教職員によるビデオを交えた学校説明の後、受注による電気部品の組み立て、絵本の付録づくり、窯業などの作業学習の授業を中心に見学を行いました。このような授業等を通し学習した結果、横浜市立高等養護学校では生徒の就職率は80%以上であり、さらに就職率を上げるべく努力されているとのことでした。参加国代表者は就職率の高さに驚くとともに日本における高等養護学校の在り方に大変興味関心を持たれた様子でした。

終始和やかな雰囲気で学校見学は終了しました。

(8) 参加者

各国ユネスコ国内委員会からの推薦により招聘した代表者12名、本研究所職員と文部科学省からの参加者、その他、教育センター、都道府県教育委員会、養護学校、大学等の関係者延べ約243名が本セミナーに参加しました。